

令和3年4月23日

緊急事態宣言の発出を受けての区の方針等について

日ごろより、墨田区のスポーツ施策にご尽力いただきましてありがとうございます。

国からの緊急事態宣言の発令を受け、墨田区の「第19回新型コロナウイルス感染症対策本部」が開催され、以下のとおり決定しましたのでお知らせします。

(スポーツに関連する事項を抜粋しています。)

【決定事項】

○スポーツ施設の閉鎖について

区内スポーツ施設は、屋内外を問わず、4月25日(日)から5月11日(火)まで利用を休止します。

※スポーツプラザ梅若及び両国屋内プールについては、4月26日(月)から5月11日(火)まで利用を休止します。

○区民体育大会について

緊急事態宣言期間中である4月25日(日)から5月11日(火)までに実施される区民体育大会は中止します。

※上記期間に大会を実施予定の競技団体には、個別に連絡いたします。

※今後、5月11日以降についても、緊急事態宣言の延長も視野に入れて実施を検討することになります。

○学校施設(旧学校施設を含む)の貸出休止について

区立全小中学校及び旧学校施設は、4月26日(月)から5月11日(火)まで貸出を休止します。

各団体様にはご迷惑をお掛けいたしますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、最新の情報につきましては、区のホームページをご覧ください。

<https://www.city.sumida.lg.jp/kinkyu/corona-portal.html>

(問合せ先)

墨田区地域力支援部スポーツ振興課
スポーツ振興担当

電話：5608-6312 FAX：5608-6934

メール：sports@city.sumida.lg.jp